

平成19年4月に年金制度が変わりました

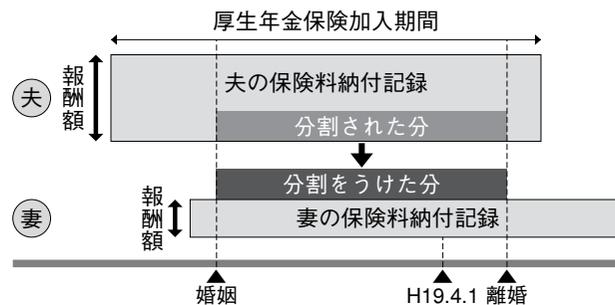
平成16年に年金制度が改正され、改正事項が順次実施されています。
平成19年4月から実施されている改正のポイントをご紹介します。

夫婦の年金

離婚時の厚生年金の分割

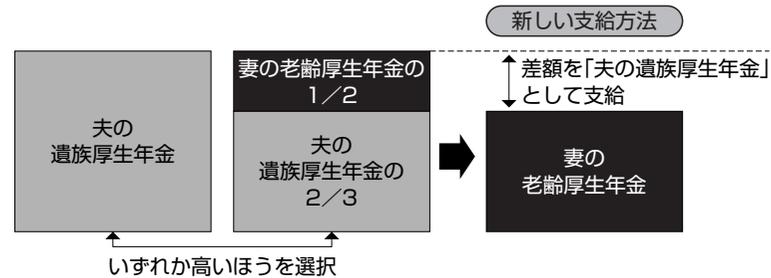
- 離婚したときに、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、報酬総額の多い方から少ない方へ分割することができます。国民年金(基礎年金)は分割の対象となりません。
- 按分割合(分割をうける側の分割後の持分)は、夫婦間の話し合いで決めますが、話し合いがまとまらない場合は、裁判手続によって決めます。按分割合の上限は、夫婦の保険料納付記録の合計の2分の1です。
- 年金分割の請求をすると、按分割合に基づいて夫婦それぞれの保険料納付記録を改定します。そして、改定後の保険料納付記録に基づいて計算された老齢厚生年金を、夫婦それぞれが自分の年金支給開始年齢に達してからうけます。すでに年金をうけている場合は、請求した月の翌月分から年金額が改定されます。

■保険料納付記録の分割のイメージ



新しい遺族年金制度のしくみ

- 現在、65歳以上の遺族配偶者がうける年金は、①夫の遺族厚生年金②自分の老齢厚生年金③夫の遺族厚生年金の2/3 + 自分の老齢厚生年金の1/2、から最も高額になるものを選びます。改正後は、自分の老齢厚生年金をうけ、その額が①や③より低額になる場合に、差額を遺族厚生年金としてうけます。



- 夫死亡時に30歳未満で子のいない妻への遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります。
- 中高齢寡婦加算の支給要件が、夫死亡時「35歳以上」から「40歳以上」の妻になります。

65歳以上の年金

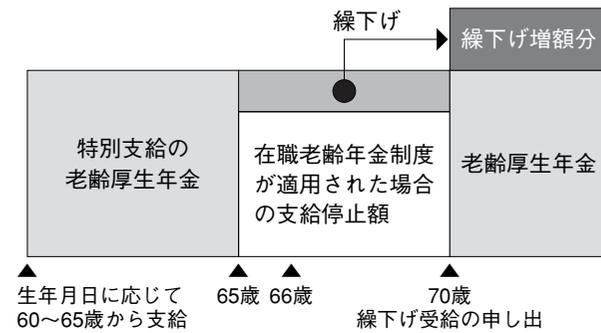
在職老齢年金の延長

- 在職中に年金が支給調整される在職老齢年金制度は、現在70歳未満の在職者に適用されていますが、改正後は、70歳以上の在職者についても適用されます。ただし、厚生年金保険料の負担はありません。
- 70歳以上の支給調整のしくみは、現行制度で60歳台後半の在職者に適用されているしくみと同じです。

年金繰下げ制度の導入

- 65歳から支給される老齢厚生年金は、66歳以降の希望する年齢まで受給開始を繰下げることができます。繰下げの手続(年金の請求)は、66歳以降、受給を開始したい年齢になったときに行います(66歳になる前に請求した場合は繰下げることができません)。
- 繰下げ後の年金額は、繰下げをしなかった場合にうける年金額に、加算額が上乘せされます。

■70歳まで受給を繰下げた場合のイメージ



年金受給を辞退できるしくみの創設

- 年金受給中に、自らの判断で年金をうけないという選択が認められます。社会保険事務所に申し出れば、年金の全額が支給停止されます(一部のみの支給停止はできません)。
- 支給停止後、いつでも受給を再開することができますが、停止期間中の年金をさかのぼってうけることはできません。